

平成十四年総務省令第九号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)第二十一条及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第四十五条の規定に基づき、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

(選挙人名簿登録証明書の様式の特例)

第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)第二十一条及び第七条の規定による投票について、公職選挙法施行規則(昭和二十五年総理府令第十三号)別記第四号様式の二の規定を適用する場合においては、同様式備考2中「令第三十五条」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第2条第2項の規定により読み替えて適用される令第三十五条」と、「交付」とあるのは、「交付」(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第3条の規定による投票を行う選挙にあつては、「投票」)とする。

(通称認定申請書等の様式の特例)

第二条 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行規則第十二条の八、別記第十九号様式の五及び第十九号様式の六の規定を適用する場合においては、同条中「令第八十九条第五項」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第六条の規定により読み替えて適用される令第八十九条第五項」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第六条の規定により読み替えて適用される法律第3条の規定による投票を行う選挙にあつては、「投票」)とする。

第三条 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行規則第十三条第四項の規定を適用する場合においては、同項中「法第八十六条の四」とあるのは、「地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)第十二条の規定により読み替えて適用される法第八十六条の四」とする。
(投票録、開票録及び選挙録の様式の特例)

第四条 法第三条の規定による投票を行う選挙においては、同条の規定による投票に係る投票録、開票録及び選挙録(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百条第四項又は同法第二百二十七条の規定により投票を行わないこととなつた場合を除く。)は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、それぞれ別記第一号様式から第三号様式までに準じて調製しなければならない。

第五条 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行規則第十五条の二の規定を適用する場合においては、同条第三項中「法第五十六条」とあるのは、「地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される法第五十六条」とする。

第六条 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行規則第二十一条の三の規定を適用する場合においては、同条中「法第八十六条の四」とあるのは、「地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十二条の規定により読み替えて適用される法第八十六条の四」とする。

附 則
(施行期日)
第一条 この省令は、法の施行の日(平成十四年二月一日)から施行する。
(適用区分)
第二条 この省令の規定は、この省令の施行の日以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について適用する。

附 則
(平成一五年七月二十四日総務省令第一〇〇号)抄
1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。

5 前二項の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則
(平成一八年五月二七日総務省令第六二号)抄

1 この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定(第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く。)は、この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項において「公示日」という。)以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項において「公示日」という。)以後その期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則
(令和元年五月三一日総務省令第一二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則
(令和元年五月三一日総務省令第一三三号)

1 この省令は、令和元年六月一日から施行する。ただし、公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式の改正規定については、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第一条による改正後の公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。
別記第一号様式（投票録の様式）（第四条関係）
その一

その一

何年何月何日
執 行

何選挙投票所投票録

何投票区

1 投票所開設場所		何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)				告示年月日	
2 投票所の変更		年	月	日	場	所	事由
3 投票管理者		氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
4 投票立会人		党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者					午前何時～午後何時		午前(後)何時何分事由何々
(2) 投票管理者の選任した者		(参会時刻)					
5 投票所開閉時刻		午前何時開始 午後何時閉鎖					
6 投票の状況		投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人					
(7) 電磁的記録式投票機を用いた投票をした者	選挙人名簿登録者	選挙当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者	
	(男)			総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数
	(女)						拒否の決定を受けた者の数
	(計)						
(8) 投票用紙再交付者							人
	(氏名)		(再交付の事由)				
(9) 決定書又は判決書により投票をした者							
	(氏名)						
(10) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者							
	(氏名)						
(11) 点字により投票をした者							人
(12) 電磁的記録式投票機を用いた代理投票	選挙人		補助者				
	(氏名)		(氏名)				
(13) 電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせた者	代理投票者数						
	選挙人		補助者				
(14) 電磁的記録式投票機を用いた代理投票以外の代理投票	(氏名)		(氏名)				
	代理投票者数						
(15) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票	投票総数	票内	受理と決定したもの				
			不受理と決定したもの				
(16) 不受理の決定を受けた者			不受理又は拒否の決定を受けた者				票
	(氏名)						票
(17) 代理投票の拒否の決定を受けた者							
	(氏名)						
(18) 投票拒否の決定をした者			選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
	(氏名)						
(19) 公職選挙法第50条の投票の拒否							
(20) 公職選挙法第48条の代理投票の拒否							
8 投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人		
				2 市区町村の職員	何人		
				3 その他の者	何人		

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏名
 我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
 投票立会人 氏名
 投票立会人 氏名

備考

- この様式は、投票所における投票録の様式である。
- 指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に統て記載すること。
- 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認ができるようすること。
- 「選挙当日有権者」には、期日前投票を行った者で選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるものであること。
- 投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を「投票者」欄に記載すること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 投票管理者があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等することとなつた事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時に統て選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 指定関係投票区等である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及び7(9)の欄に斜線を引くこと。ただし、線延投票が行われ当該投票区に属する選挙人がした公職選挙法第49条の規定による投票の送致を受けた場合又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りではない。
- 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあっては、「6 投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票機及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体及び投票機を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二
何年何月何日
執 行

何選挙共通投票所投票録

1 共通投票所開設場所						
2 共通投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日		
3 投 票 管 理 者	氏 名	選 任 年 月 日	職 務 時 間	参 会 時 刻	職務を代理等した者の氏名等	
			午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4 投 票 立 会 人	党派	氏 名	選 任 年 月 日	立会時間	参 会 時 刻	辞 職 の 時 刻 及 び 理 由
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々
(2) 投票管理者の選任した者				(参会時刻)		
(2) 投票管理者の選任した者				(参会時刻)		
5 共通投票所開閉時刻	午前何時開始	午後何時閉鎖				
6 投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派	氏名				
7 投 票 の 状 況	投票者		仮投票による投票者			
	(男)					
	(女)					
	(計)					
(1) 電磁的記録式投票機を用いて投票をした者				人	備考	
(2) 投票用紙再交付者	(氏名)			(再交付の事由)		
(3) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(4) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(5) 点字により投票をした者				人		
(6) 電磁的記録式投票機を用いた代理投票	選 挙 人	補 助 者				
	(氏 名)	(氏 名)			(氏 名)	
	代理投票者数				人	
(7) 電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせた者	選 挙 人	補 助 者				
	(氏 名)	(氏 名)			(氏 名)	
	補助を行わせた者の数				人	
(8) 電磁的記録式投票機を用いた代理投票以外の代理投票	選 挙 人	補 助 者				
	(氏 名)	(氏 名)			(氏 名)	
	代理投票者数				人	
(9) 投票拒否の決定をした者	選挙人の氏名		拒否の事由		仮投票の有無	
	公職選挙法第50条の投票の拒否					
	公職選挙法第48条の代理投票の拒否					
8 共通投票所事務従事者	総数	何 人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何 人	
				2 市区町村の職員	何 人	
				3 その他の者	何 人	

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 2 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようすること。
- 3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にはその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者と共に事故があり、若しくはこれらが共に欠けた場合において職務管理者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 6 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 7 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時間において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 8 法第13条の2の規定により電磁的記録式投票機を用いた投票を行わない場合には、その旨及び法第12条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第86条の4第5項から第7項までに規定する事由が生じた日時を7(1)の欄の「備考」欄に記載すること。
- 9 公職選挙法第55条ただし書に規定するときには、「6 投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票機及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体及び投票機を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- 10 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

その三

何年何月何日
執 行

何選挙期日前投票所投票録

1 期日前投票年月日	何年何月何日						
2 期日前投票所設置の状況							
(1) 期日前投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)						
(2) 期日前投票所を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで						
3 投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等		
			午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時事由何々		
4 投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻 辞職の時刻及び理由		
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時	午前(後)何時何分事由何々		
(2) 投票管理者の選任した者				(参会時刻) (参会時刻)			
5 期日前投票所開閉時刻	午前 何時開始		午後 何時閉鎖				
6 投票の状況	投票者			仮投票による投票者			
	(男)						
	(女)						
(1) 電磁的記録式投票機を用いて投票をした者			人	備考			
(2) 投票用紙再交付者	(氏名)		(再交付の事由)				
(3) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)						
(4) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)						
(5) 点字により投票をした者			人				
(6) 電磁的記録式投票機を用いた代理投票	選挙人		補助者				
	(氏名)		(氏名)		(氏名)		
	代理投票者数		人				
(7) 電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせた者	選挙人		補助者				
	(氏名)		(氏名)		(氏名)		
	補助を行わせた者の数		人				
(8) 電磁的記録式投票機を用いた代理投票以外の代理投票	選挙人		補助者				
	(氏名)		(氏名)		(氏名)		
	代理投票者数		人				
(9) 投票拒否の決定をした者			選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
	公職選挙法第50条の投票の拒否						
	公職選挙法第48条の代理投票の拒否						
7 期日前投票所事務従事者	1 市区町村選挙管理委員会書記			何人			
	総数	何人内	2 市区町村の職員		何人		
			3 その他の者		何人		

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏名

投票立会人 氏名

備考

- 1 この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
- 2 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようすること。
- 3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際課務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が滞留をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 6 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 7 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 8 法第13条の2の規定により電磁的記録式投票機を用いた投票を行わない場合には、その旨及び法第12条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第86条の4第5項から第7項までに規定する事由が生じた日時を6(1)の欄の「備考」欄に記載すること。
- 9 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

その二

何年何月何日
執 行

何選舉開票錄

何開票區

6 開票事務従事者	総数	何人	内	1	市区町村選挙管理委員会書記	何人
				2	市区町村の職員	
				3	その他の者	

何年何月何日調製

開票管理者（職） 氏名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人 氏名

開票立会人 氏名

開票立会人 氏名

備考

1 この様式は、記号式投票を行う選挙の場合の様式である。

2 期日前投票のうち法第13条の2の規定により行われたものについては、「不在者投票及び点字投票等」欄に記載しなければならない。

3 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項については、その一の備考2に準ずる。

その二

何年何月何日
執 行

何選挙選挙録										何選挙会					
1 選挙会開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)														
2 選挙立会人	党 派	氏 名	参會又は選任時刻			辞職の時刻及び事由									
(1)届出による者						午前(後) 何時何分 事由 何々									
(2)選挙長の選任した者															
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会			何年何月何日午前(後)何時何分閉会											
4 拒否の決定等を受けた投票	受 理				不 受 理										
5 開票の結果	投票総数			有効投票			無効投票			%					
(1)投票等の内訳	電磁的記録式投票機の操作を途中で終了した者の数									人					
(2)有効投票の内訳	票														
	公職選挙法第68条の2 第1項以外の投票		票												
不在者投票、点字投票及び仮投票等	同条第1項の同一の氏名、氏又は名のみを記載したもの		票												
	票		氏名を記載したもの		(氏名) (氏名)		票		票						
	票		氏を記載したもの		(氏) (氏)		票		票						
	票		名を記載したもの		(名) (名)		票		票						
	票		その他		() ()		票		票						
不在者投票、点字投票及び仮投票等	同条第4項により当該候補者にあん分したものの候補者氏名		あん分したものの基礎となつた得票数		票	氏 名	氏 名	票	氏 名	その他					
	票														
	票														
	票		いずれの候補者にも属しないもの												
	票		備考												
(3)無効投票の内訳	電磁的記録式投票機を用いた投票		候補者でない者又は候補者となることができない者に対して投票したもの				被選挙権のない候補者に対して投票したもの								
	票														
	票		所定の用紙を用いないもの				候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの		2人以上の候補者の氏名を記載したもの			被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名のほか、他事を記載したもの	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
	票														
	票		白紙投票		單に雑事を記載したもの	單に記号、符号を記載したもの									
票															
(4)点字投票											票				
6 選挙の結果	氏 名	性 別	党 派	得票総数	電磁的記録式投票機を用いた投票による得票数	電磁的記録式投票機を用いた投票によらない得票数	年 齢	職 業	供託物没収関係						
(1)当選人及び他の候補者の得票総数															
当 選 人															
当 選 人															
(2)法定得票数及び没収点	(1)公職選挙法第95条に規定する得票数 (2)公職選挙法第93条に規定する得票数														
當選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏 名										事由				
7															
8 選挙会事務從事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記							何人				
				2 市区町村の職員							何人				
				3 その他の者							何人				

何年何月何日調製

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、

選挙長(職) 署名する。

氏 名

選挙立会人

氏 名

選挙立会人

氏 名

選挙立会人

氏 名

備考

1 この様式は、記号式投票を行わない選挙の場合において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うときの様式である。

2 期日前投票のうち法第13条の2の規定により行われたものについては、「不在者投票、点字投票及び仮投票等」欄に記載しなければならない。

3 当選人及び他の候補者の氏名の記載については、その一の備考2に準ずる。

4 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考3に準ずる。

その二

平成何年何月何日
執 行

何選挙選挙録										何選挙会					
1 選挙会開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)			参會又は選任時刻			辞職の時刻及び事由								
2 選挙立会人	党 派	氏 名					午前(後)	午前(後)	何時何分	事由					
(1)届出による者															
(2)選挙長の選任した者															
3 選挙会開閉時刻 平成何年何月何日午前(後)何時何分開会 平成何年何月何日午前(後)何時何分閉会															
4 拒否の決定等を受けた投票 受理 不受理															
5 開票の結果															
(1)投票等の内訳															
投票総数				有効投票				無効投票			%				
電磁的記録式投票機の操作を途中で終了した者の数 人															
											票				
(2)有効投票の内訳															
公職選挙法第68条の2 第1項以外の投票				票											
同条第1項の同一の氏名、氏又は名のみを記載したもの				票											
				氏名を記載したもの (氏名) 氏を記載したもの (氏) 名を記載したもの (名) その他 (名)							票票票票票票票票票票				
不在者投票、点字投票及び仮投票等				票											
同条第4項により当該候補者にあん分したものの候補者氏名				あん分したものの総数	あん分した基礎となつた得票数	票	氏名	氏名	氏名	その他	票				
いずれの候補者にも属しないもの				票											
備考者				票											
電磁的記録式投票機を用いた投票				候補者でない者又は候補者となることができない者に対して投票したもの				被選挙権のない候補者に対して投票したもの							
不 在 者 投 票 、 点 字 投 票 及 び 仮 投 票 等															
所定の用紙を用いないもの				候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの				2人以上の候補者の氏名を記載したもの				被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名のほか、他事を記載したもの	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
白紙投票				單に雑事を記載したもの	單に記号、符号を記載したもの										
(4)点字投票 票															
6 選挙の結果															
(1)当選人及び他の候補者の得票総数				氏名 性別 党派	得票総数	電磁的記録式投票機を用いた投票による得票数	電磁的記録式投票機を用いた投票によらない得票数	年齢	職業	供託物没収関係					
当選人															
当選人															
(2)法定得票数及び没収点				(1)公職選挙法第95条に規定する得票数 (2)公職選挙法第93条に規定する得票数											
当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの				氏名 事由											
8 選挙会事務従事者				総数 何人 内	1 市区町村選挙管理委員会書記							何人			
					2 市区町村の職員							何人			
					3 その他の者							何人			

平成何年何月何日調製

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、

選挙長(職) 署名する。

氏名

選挙立会人

選挙立会人

氏名

選挙立会人

選挙立会人

氏名

備考

1 この様式は、記号式投票を行わない選挙の場合において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うときの様式である。

2 期日前投票のうち法第13条の2の規定により行われたものについては、「不在者投票、点字投票及び仮投票等」欄に記載しなければならない。

3 当選人及び他の候補者の氏名の記載については、その一の備考2に準ずる。

4 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考3に準ずる。